

## はじめに

人口知能(AI)、ビッグデータ、Internet of things(IoT)などの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 時代が到来しつつあり、社会の在り方がこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある中、今後、複雑で「予測困難な時代」「先行き不透明な時代」が到来すると予測される中、社会全体が答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。

このように急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くことができるよう、子どもたちの資質・能力を確実に育成することが求められ、そのためには、学習指導要領の着実な実施が重要です。

令和3年1月の中央教育審議会答申『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実が求められ、社会の変化を前向きに受け止め、社会や人生、生活など感性を働かせてより豊かなものにする必要性があると述べられています。

同時に、“いかなる変化の中でも「変わらない・変えてはいけない」教育の価値とは何か”を追求すべき時でもあります。豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え物事を成し遂げる力、公共の精神の育成などを図るとともに、体力の向上、健康の確保を図ることなどは、どのような時代であっても変わらず重要であることは言うまでもありません。

経済協力開発機構(OECD)では、子どもたちが 2030 年以降も活躍するために必要な資質・能力について、子どもたちがウエルビーイング(Well-being)を実現していくために、自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に付けることの重要性が指摘されています。

「教育」のラテン語は「エデュカール」、「引き出す」「導き出す」の意義です。つまり、学校教育には、子どもたちの内なる無限の可能性を開き鍛え、人格的な成長を促し、健全に発育していく使命があります。子どもはひとりの人格であり、子どもの可能性を伸ばすことこそ教職員の役割です。子どもを信じ抜くことが肝要であり、子ども一人ひとりの学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴奏者としての役割を果たすとともに、教職員と子どもの生命と生命の触発こそが教育の原点でもあります。であるならば、教職員自身の人生観、教育観、人間観の確立をはじめとした人間的成長を通じて、子どもの教育に励むことが求められることは言うまでもありません。

本校においては、「チーム田口山小」として、教育振興基本計画の理念を継承しつつ、学校体制を整え、子どもと教職員の『今』も『未来』も幸せに、ウエルビーイングを実現する学校づくりを進めて参ります。引き続き、本校教育活動へのご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

# 令和6年(2024年)度 学校経営方針

## 1、学校経営の基本方針

### (1) 基本方針

日本国憲法、教育基本法、学校教育法をはじめとする教育諸法令、教育振興基本計画、学習指導要領等に示された国・府の理念と方針、枚方市の教育施策・方針(枚方市教育大綱、枚方市教育振興基本計画、枚方市教育委員会「学校園の管理運営の指針」)に則り、子どもの可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実を図る。

### [1] 学校教育目標

「自立・協働・創造」

- ・自立…自分を見つめる力(メタ認知力)を育成する
- ・協働…他者を尊重し、他者を認め、他者から学ぶ力を育成する
- ・創造…課題や目的を解決するために、柔軟かつ深まりのあるアイデアを創り出す力を育成する

### [2] めざす基本像

#### (1) めざす子ども像

- ・自ら学び行動する子ども
- ・自他敬愛の心を持ち、協力する子ども
- ・最後まで粘り強くがんばる子ども

#### (2) めざす学校像

- ・明るく楽しい中に規律のある学校
- ・豊かな教育環境を備えた学校
- ・家庭・地域と連携協力する学校

#### (3) めざす教師像

- ・教育への情熱と向上心のある教職員
- ・教育の営みを誠実に実践する教職員
- ・チームワークを大切にしている教職員

### [3] 重点目標

本校の教育目標の実現のため、「枚方市教育大綱」並びに「枚方市教育振興基本計画」及び「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえ、次の重点目標を設定する。

#### (1) 社会を生き抜く力及び豊かな心と健全な体の育成

- ・一人ひとりの教育的ニーズを大切にし、1人1台端末を活用した個別最適で協働的な学びにより、「主体的・対話的で深い学び」の実現のため、日々授業改善に取り組む。

- ・変化の激しい社会においても、力強く生き抜くために必要な言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に取り組む。
- ・自学自習の定着に向けて、家庭学習においてタブレット端末を効果的に活用する。
- ・多様な社会のあり様を踏まえた多分野にわたる研修を通じ、子どもたちの多様な価値観を認めることができる教員の指導力向上を図る。
- ・豊かな心の育成のため、すべての人の人権を尊重し、自他の生命を大切にする教育に取り組む。

## (2) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化

- ・いじめの防止、早期解決に向け、いじめは重大な人権問題であるとの認識のもと、誠実かつ丁寧に組織的対応を行う。
- ・不登校を未然に防ぐことに尽力するとともに、不登校となった際には、不登校の児童に対する登校しやすい学校づくりや、学校復帰以外の選択肢としての子どもの居場所も広く確保し、一日も早く社会との関わりを取り戻すことができるよう支援を進める。
- ・様々な事情を抱える子どもたちが、分けへだてなく教育を受けることができるよう、一人ひとりに寄り添った支援を進める。
- ・不登校や児童虐待、子どもの貧困等の様々な課題に対し、子どもの情報の適切な共有化などを通じた未然防止や早期対応を強化する。
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育を進めるとともに、支援が必要な子どもの自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える支援教育の充実を図る。

## (3) スピード観のある学校運営体制の確立

- ・企画運営委員会等を中心とした学校運営組織体制を確立し、機能的運用により校内組織の活性化を図る。
- ・首席、各主任が機能的に連携し、「チーム学校」として人材育成を図る。
- ・「心理的安全性」の高い職場風土を醸成する。

## (4) 学校における働き方改革の推進

- ・業務改善と意識改革を推進する。
- ・勤務時間を意識した働き方を進める。(教職員の勤務時間は、8時 30 分から17時)
- ・働き方改革につながる交流等を通じ、業務の在り方の適正化を図る。
- ・タブレット端末を有効に活用し、校務の DX 化を進める。

## [4] 重点的具体事項

### (1) 学校運営体制の確立

- ①責任を明確にした校務処理体制を確立し、校内組織の活性化を図る。
- ②企画運営委員会等を中心とした学校運営組織を確立し、その機能的運用により諸課題に取り組む。
- ③校務の精査や教職員の事務負担軽減等の取組みを推進するとともに、学校事務を効果的に執行する観点から、学校間連携を図る。
- ④小中学校の円滑な接続、幼保こ・小の円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した学力向上の取組みを推進する。

⑤教育計画(特に学校運営に係る経営方針及び重点目標)について、コミュニティスクールでの議論を行う。

## (2) 学習指導の充実

- ① 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現できるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する。
- ② 子どもが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現～教師主体の一斉授業からの脱却、「教え」から「学び」への転換に向け、授業改善を図る。
- ③ 児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導する。
- ④ 児童の負担に考慮し、また学校における働き方改革にも配慮しながら、学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数つなぐための踏まええた教育課程を編成する。
- ⑤ 教育目標の実現に向けて、教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に編成する。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、家庭や地域とも共有を図る。
- ⑥ 総合的な学習の時間をはじめとする探究的な学習活動において、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫を図る。
- ⑦ 実生活・実社会のリアルな課題を探究的に解決する課題解決型学習(PBL:Project Based Learning)を充実させ、問題発見・解決能力等の育成を図る。
- ⑧ 学習評価を行う際は、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導と評価の一体化を充実させる。
- ⑨ すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発・解決能力等を学校全体で育成する。
- ⑩ 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成するとともに、言語能力について、国語科を要としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行う。
- ⑪ 単元指導計画等をもとに個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、1人1台端末・ICTを各教科の授業において日常的・効果的に活用するとともに、家庭学習においても、効果的に活用する。
- ⑫ 児童・生徒の学習状況を詳細に把握・分析し、課題に正対した取組を組織的かつ計画的に進めるとともに、児童一人一人が、自らの学習到達状況を正しく理解し、学習意欲を高められるよう、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」等を活用する。
- ⑬ 確かな学力を育むために、課題に正対した根拠に基づく校内研究を設定し、学校の組織的な取組を推進する。また、子ども一人一人の学習内容の定着に向け、つけたい力を明確にした授業を行い、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り改善を図る。
- ⑭ 情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して、論理的思考を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に行う。

- ⑮ 児童が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度をはぐくみ、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進する。
- ⑯ 小学校におけるスタートカリキュラムの編成・実施にあたり、幼児教育と小学校教育をつなぐため、学習指導要領に基づき作成しているカリキュラムに応じて、入学当初に生活科を中心とした豪華的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫の充実を図る。
- ⑰ 探究的な学習活動において、児童が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動の充実を図る。
- ⑱ 主体的に社会に参画する意欲を醸成するために、児童が学級や学校の課題を見出し、よりよく解決するために話し合って合意形成を図るような活動の充実を図る。

### (3) 進路指導の充実

- ① 児童が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択できるよう、人権に十分配慮した適切な指導を行う。
- ② 児童が多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識し、中学校区において作成したキャリア教育の全体計画の検証・改善に努める。

### (4) 道徳教育の充実

- ① 道徳科の授業において、児童が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己の生き方について考えを深められるよう、指導の工夫に努める。

### (5) 人権教育の推進

- ① 本市の「人権教育基本方針」を踏まえ、人権教育を学校教育の中に正しく位置付け、校長を中心とした課題別の校内体制を整備して組織的な指導に努める。
- ② 人権及び人権課題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障害のある者、同和教育、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権課題の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。
- ③ ハラスメントに関する相談窓口の機能を充実し、「学校園におけるセクシャル・ハラスメント防止指針」等の趣旨の徹底を図るとともに、「性的志向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであり、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたととらえた時点でセクシュアル・ハラスメントになることの周知徹底を図る。また、未然防止及び早期発見のため、児童や教職員へのアンケートを実施し、積極的に実態を把握するよう努める。

### (6) 健康教育の推進

- ① 食物アレルギー疾患への対応については、大阪府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」や枚方市教育委員会が作成した「学校園における食物アレルギー疾患対応の手引き(令和2年度改訂版)」「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」に基づき、校長を責任者として組織する食物アレルギー対応委員会を設置するとともに、保護者や主治医との連携を図り、児童の状況に応じた対応マニュアルを策定する。

また、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年、校内研修を実施する。

- ② 児童の熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理の徹底を図る。
- ③ 「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」「抵抗力を高める」といった感染症対策のポイントを踏まえた取り組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童に進化させ、誰もが適切に対策を実施できるようにする。
- ④ 「性犯罪・性暴力対策強化の方針」を踏まえ、児童が性暴力の加害者・被害者、傍観者とならないよう指導する。

#### (7) 特別活動・その他の教育活動の推進

- ① 学校の実態や児童の発達段階等を考慮し、創意工夫するとともに各教科、道徳科、外国語活動、外国語及び「総合的な学習の時間」等の指導との関連を図り、全体計画及び年間指導計画を作成する。
- ② 学級活動の指導においては、児童がよりよく行動できるよう、道徳教育の重点目標等を踏まえ、指導内容の重点化、内容の関連や統合等の工夫を図り、指導する。
- ③ 児童会活においては、児童が集団や社会の一員としての所属感・役割意識・責任感を体得できるよう努めるとともに異年齢集団の育成を図る。
- ④ 儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。
- ⑤ 学校の教育活動全体を通じて、児童の自尊感情、自己肯定感を高めるための取り組みを推進する。

#### (8) 教職員のサービスの適正化

- ① 勤務時間の内外に問わず、教職員の不祥事防止の徹底を図るため、教職員が不祥事予防について自ら考える機会を取り入れた校内研修等を実施する。特に、児童に対する性暴力等は決して許されることではないことから、教職員研修を実施し、未然防止に向けた取組を徹底する。
- ② 教職員の不適切な言動が疑われる場合に、同僚間において声をかけ合ったり、管理職への報告が適切に行われる組織づくりを推進する。
- ③ 体罰、性的な言動(わいせつな言動、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等)、また、痴漢、盗撮、窃盗、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、厳しい処分が行われる旨を周知徹底する。

#### (9) 学校における働き方改革について

- ① 学校現場の労働環境を整え、教職員の健康及び福祉の確保を図る。
- ② 学校の経営方針等において、教職員の働き方に関する視点を盛り込む。
- ③ 全ての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させるとともに、教職員間で業務の在り方、見直しについて話し合う機会を設け、校内の業務の在り方の適正化を図る。

#### (10) 教職員研修の充実

- ① 初任者をはじめ、経験年数の少ない教職員の育成にあたって、首席や指導教諭、初任期教職員指導コーディネーター等を活用した、日常的な OJT による実践的な研修を組織的・継続的に推進する校内体制を整える。併せて、次代の管理職・専門性を備えたミドルリーダーの育成に努める。

- ② 児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」を参考に授業改善を組織的・計画的に進める。そのために、市教育委員会による、校内授業研究・研修への学校支援や専門研修等の内容を積極的かつ効果的に活用するなど、学校全体で、授業研究・研修の充実を図る。
- ③ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、人権問題を正しく理解するとともに、豊かな人間性を身に付けられよう努める。またあらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を推進する。
- ④ 新たな教師の学びを実現する観点から、校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成する。

#### (11) 支援教育の充実

- ① 地域における共生社会の実現をめざし、校内組織体制を整備し、すべての児童、教職員及び保護者、地域に対し、支援教育の理解と啓発を推進し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組を進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりの一層の充実等、人権が尊重された教育の推進に努める。
- ② 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のある児童及び保護者の意向を受け止め合意形成を図るとともに、合理亭的配慮の観点を踏まえた支援教育に取り組む。
- ③ 支援学級においては自立活動を編成する。また、保護者とも連携の上、各教科の目標や内容を下学年に替える等、児童の障害の状況に応じた適切な教育課程の編成に努める。
- ④ すべての教職員が支援教育に関する理解を深め、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう障害のある子どもの学びの充実をめざす。

#### (12) 学校園・家庭・地域の連携について

- ① 児童に必要な資質・能力とは何かを保護者や地域住民等と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現に取り組む。
- ② 学校の教育計画(特に学校運営に係る経営方針及び重点目標)や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、学校ブログ等に掲載し、地域や保護者に対して、積極的に情報発信に努める。

#### (13) 安全の確保

- ① 安全な学校環境を保持するため、常日頃から施設や設備等の異常がないかを確認するとともに、定期的に安全点検を実施し、事故の防止に努める。
- ② 学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態と想定した実践的な防災・防犯訓練等を地域と連携して実施し、常にその改善に努める。
- ③ 自然災害等に備えた防災計画を策定し、日頃から教職員の連絡・参集・配備体制について周知徹底を図る。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図る。

#### (14) 生徒指導の充実について

- ① いじめや不登校等の未然防止の観点から、児童一人ひとりが個性的な存在として尊重され、学級等で安全かつ安心して教育を受けられる環境づくりに取り組む。

また、発達支持的生徒指導の充実を図る。

- ② いじめを早期に発見し、積極的に認知するために、アンケート調査を学期に1回以上実施し、個人面談等による実態把握に努める。発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込むことなく、「いじめ防止等の対策のための組織」に直ちに情報共有し、当該組織が中心となり、速やかに関係児童・生徒から事情を聴きとるなどして、いじめの事実の有無を確認し、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ③ 体罰を許さない指導体制を確立し、児童を真に大切にしている教育活動を展開する。
- ④ 1人1台端末を活用し、児童の「心」と「体調」を入力する機会を一日一回確保し、その可視化されたデータ等を参考に、児童の些細な変化を教職員で共有できるよう、組織的な支援隊を構築する。また、日頃から児童の状況を把握し、組織として見逃さない体制を構築する。
- ⑤ 児童にスクリーニングを実施する等、子どもの些細な変化を教職員で共有できるように取組を推進するとともに、不登校または不登校の兆しのある児童に対し、機を逃さず、家庭訪問や ICT 機器を活用するなどし、児童とつながるよう、きめ細やかで適切な対応を行う。
- ⑥ 教科担任制、交換授業等を通じ、日頃から子どもの状況を多角的に把握し、些細な変化を組織として見逃さない体制を構築する。
- ⑦ 校内生徒指導体制の強化を図るため、心のサインの視覚化「ぼーち」を積極的に活用し、日ごろからすべての児童の状況を把握し、些細な変化を組織として見逃さない体制を構築する。

#### (15) 教育環境の活用について

- ① 学校施設の日常的な管理を行うとともに、児童の「自分たちの学校を大切にしよう」という気持ちを育てる。
- ② ICT を学校運営等に効果的に活用できるよう取組を進める。
- ② ICT機器を取り扱うにあたり、教職員一人一人が「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

#### (16) 学校図書館機能の充実

- ① 豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、情報活用能力等を育成するため、各学校において学校図書館運営方針及び年間計画を策定する。
- ② 策定した学校図書館運営方針及び年間計画に則って、司書教諭を中心に、読書活動を推進し、学校全体で各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう、学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

#### (17) 児童の放課後対策について

- ① 留守家庭児童会室をはじめとする放課後事業と連携し、児童の居場所の確保に努める。
- ② 児童の健全育成や安全確保の観点から、情報共有や学校施設の活用等、調整・協力体制の構築を図る。
- ③ 総合型放課後事業は、児童の非認知能力の育成に資する事業であり、教職員は本事業の取り組みの趣旨等を理解し、連携・協力する。
- ④ 児童の見守り機能の強化を図る。